

第2回勉強会の振り返り

国土交通省 都市局
令和2年12月16日

論点①

データ活用によるまちづくりが有効なユースケースとは？ またそれに活用できるデータは何か？

視点

- デジタル化の急速な進展を踏まえると、データの活用により、都市空間・施設の整備に関わる**計画の高度化・充実化**、都市やエリアの**的確なモニタリング・評価**の実施が可能になるのではないか。
- さらに、データの活用により街区レベルや拠点レベルなど、官民連携による賑わいづくりが求められるエリアにおいて、その状況を動的に把握することで、**都市アセットを有効活用した都市サービスの創発**が期待できるのではないか。
- 上記のようなデータを活用したまちづくりを進めるにあたり、**各プロセス（計画・整備、利活用、評価・モニタリング）において必要となるデータの種別**は何か。

| 主なご意見 -要約- |

データ活用によるまちづくりが有効なユースケース

- 富山市では住民基本台帳データをGISに展開して都市政策の検討に活用。これにより、商業店舗の徒歩利用圏の人口の分析を行ったり、要支援・要介護者の密度分布を基にデイサービス等の都市機能を誘導したりすることが可能になった。今後さらにデータ連携の仕組みが整えば、より幅広い施策の検討が期待できる。
- 店舗の混雑予測をホームページ等で周知することで、来店の分散化を図ることができた。混雑予測を行うにあたっては、これまでの来店データのストックが必要であり、センサー等を設定してデータ収集を行った。
- データはオープンにすれば使われるものではなく、使い道のレシピのようなものを用意しておく必要がある。
- 都市の現状分析・モニタリングはよく行っているが、その後にアクションに結びつけることが重要である。
- ユースケースについては、個々の業界の様々な民間事業者がデータ活用することをイメージすることが必要と考える。また、民間事業者にとって金銭的なメリットがあるだけでなく、間接的によいまちづくりへと誘導し、官にもメリットのある活用となるような仕掛けづくりが必要ではないか。

まちづくりに活用できるデータについて

- 交通に係るデータの活用を進めてもらいたい。都市部では鉄道の利用者数、地方部については自動車交通量データについて、リアルタイムな情報として取得できる仕組みになると、データを有効活用できる。
- どのようなデータを活用したいか、自治体や民間事業者等利用者側の要望を集めるような取組も必要ではないか。

論点②

効率的・効果的なデータ収集・共有・利用・管理方法とは？

視点1

- まちづくりへのデータ活用に向けて、取得すべきデータの内容・密度、取得・更新頻度、調査主体はどのようにあるべきか。

視点2

- 行政・民間事業者により取得・利用・管理がなされているデータについて、共有・利用を推進するための方法として対応すべきことや定めるべきルールはなにか。
- データの管理にあたって、主体や費用負担はどうあるべきか。

| 主なご意見 -要約- |

取得すべきデータの内容・密度、取得・更新頻度について

- RESAS等は1～2年前のデータが扱われているが、検討すべき内容によっては、データのリアルタイム性が求められる。
- 鉄道事業者の利用状況データの収集に際しては、交通系ICカード情報は提供までに時間がかかりリアルタイム性が落ちることから、自らセンサーを設置し情報収集を行ったこともある。
- 建物利用現況の把握においては、5年ごとの調査である「都市計画基礎調査」よりも、毎年更新される「家屋台帳」を自治体内部で活用している。

調査主体について

- 自治体で不足するICT人材等の育成・確保も重要。なお、ICT人材はまちづくりに特化している訳ではないため、適切に連携を図ることも課題ではないか。また人材の不足に対し、広域で支援する体制も必要ではないか。
- エリアマネジメントの現場には、データ収集・分析・活用ノウハウを持った専門家が必ずしもいるわけではないため、コーディネーター（データコンサルタント）の役割を持つ「中間法人」等が入る仕組みがあるとよいのではないか。
- 公立大学がデータのアドバイザーとして「中間法人」への助言や予測を手伝ってもらうこともできるのではないか。
- 中立的な第三者がデータを集約・分析することが必要。

論点②

効率的・効果的なデータ収集・共有・利用・管理方法とは？

視点1

- まちづくりへのデータ活用に向けて、取得すべきデータの内容・密度、取得・更新頻度、調査主体はどのようにあるべきか。

視点2

- 行政・民間事業者により取得・利用・管理がなされているデータについて、共有・利用を推進するための方法として対応すべきことや定めるべきルールはなにか。
- データの管理にあたって、主体や費用負担はどうあるべきか。

| 主なご意見 -要約- |

データの共有・利用推進のための枠組み

- 「行政」「民間」「中間法人」のトライアングルが連携しあい、まちのバリューアップを図ることは重要である。この枠組みの中でエリアの活力を高めるため、行政が認可した正当な組織体に対してはデータ使用权を付与するなどの取組が考えられないか。
- 大阪府では、府中のデータ連携基盤を公立大学(大阪府立大学と大阪市立大学の統合大学)に設置し、データ活用を行う予定である。データ基盤が共通であるため、府内の自治体の好事例があれば容易に水平展開が可能になる。

データを活用したまちづくりに向けた収益化・費用負担

- PPPやBID等の資金調達スキームにより、中・長期的に継続できる枠組みがあれば、民間の投資リスクが減るのではないか。
- 民間事業者からデータ提供してもらうためには、ビジネス的にお互いにメリットがあるかどうか、また、まとめる側は第三者的・客観的・中立的に扱うことが必要である。このような民間事業者のメリットの共通認識化ができた組織が資金を拠出し合うことで組織の維持を図ることができる。

論点①

データ活用によるまちづくりが有効なユースケースとは？ またそれに活用できるデータは何か？

視点

- デジタル化の急速な進展を踏まえると、データの活用により、都市空間・施設の整備に関わる**計画の高度化・充実化、都市やエリアの的確なモニタリング・評価**の実施が可能になるのではないかと。
- さらに、データの活用により街区レベルや拠点レベルなど、官民連携による賑わいづくりが求められるエリアにおいて、その状況を動的に把握することで、**都市アセットを有効活用した都市サービスの創発**が期待できるのではないかと。
- 上記のようなデータを活用したまちづくりを進めるにあたり、**各プロセス（計画・整備、利活用、評価・モニタリング）において必要となるデータの種別**は何か。

第1回
第2回

論点②

効率的・効果的なデータ収集・共有・利用・管理方法とは？

視点1

- まちづくりへのデータ活用に向けて、**取得すべきデータの内容・密度、取得・更新頻度、調査主体**はどのようにあるべきか。

視点2

- 行政・民間事業者により**取得・利用・管理がなされているデータ**について、**共有・利用を推進するための方法**として対応すべきことや定めるべきルールはなにか。
- データの管理にあたって、主体や費用負担はどうあるべきか。

視点3

- データの管理・活用方法やそれを行う主体の**信頼性が重要となるパーソナルデータ**について、その**取得・管理にあたっての留意事項**は何か。

第3回

視点4

- データを統合・可視化・シミュレーションする手段としての3D都市モデルの活用のあり方はどうあるべきか。

第4回

論点③

データを活用したまちづくりの担い手とは？

視点1

- 官民双方のデータの活用が求められることや、公共によるまちづくりのみならず、都市サービスの創発も含め民間事業者による主体的な取組も期待されることから、**幅広い主体による担い手**が求められる。
- 特に、データの分析活用など専門的人材が必要になるなか、**産官学によるコンソーシアムの組成**や、**UDCに代表される地域に根ざす組織・人材の活用**を進めていくべきではないかと。また**行政との連携・役割分担**等はどうあるべきか。

第3回

視点2

- データ活用のまちづくりにより、市民のまちづくりへの関わり方も進化することが期待される。データ活用環境を踏まえ、**市民が主導するまちづくり**をどう実現すべきか。